

第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

令和2年9月変更

令和3年3月変更

令和4年3月変更

留萌市

目 次

I 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画の策定体制	3
II 留萌市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
第1節 留萌市の現状と課題	4
第2節 教育・保育の現状と課題	9
第3節 地域子ども・子育て支援の現状と課題	13
第4節 ニーズ調査からみられる現状と課題	16
第5節 第1期留萌市子ども・子育て支援事業計画の評価	25
III 計画の基本的な考え方	26
第1節 計画の基本理念	26
第2節 基本的な視点	27
第3節 施策の体系	29
第4節 計画に基づく具体的事業	30
IV 事業量の見込みと確保の方策	49
第1節 教育・保育提供区域の設定	49
第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保	50
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保	52
第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	61
V 計画の推進体制	62
資料	64
資料1 留萌市子ども・子育て会議条例	64
資料2 留萌市子ども・子育て会議運営要領	65
資料3 留萌市子ども・子育て会議委員	66
資料4 留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議設置要綱	67
資料5 留萌市子ども・子育て会議及び留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議開催状況	68

I 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子高齢化によって労働力人口の減少、社会保障の負担増加などを招き、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。また、核家族化や女性の社会進出の進行によって、家庭環境も大きく変化しており、社会全体で子育てを支援することが必要となっています。

国においては、平成11年に「少子化対策推進基本方針」の策定、平成15年には「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援を推進してまいりました。また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

現在、留萌市ではまちづくりの総合計画として「第6次留萌市総合計画(2017-2026)」を策定し、「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」の実現に向けて、市民が郷土の自然を愛し、風土・文化に誇りを持ちながら安心して暮らし、次の時代も持続的に発展するまちづくりを推進しています。また、「第6次留萌市総合計画」において教育・子育ての目指す姿として「学校・家庭・地域が連携した教育と子育て環境の充実」を掲げ、幼児教育から高等学校教育までの連続性に配慮した教育環境の整備に努め、地域の教育力を積極的に取り入れた学校づくりによる「留萌ならではの」の教育行政を推進することが重要と考えています。

「留萌市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の基本的な考えを踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として策定しています。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

	2019 (平成31年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)
第1期 子ども・子育て 支援事業計画	計画期間 H27-31					
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	見直し	計画期間				

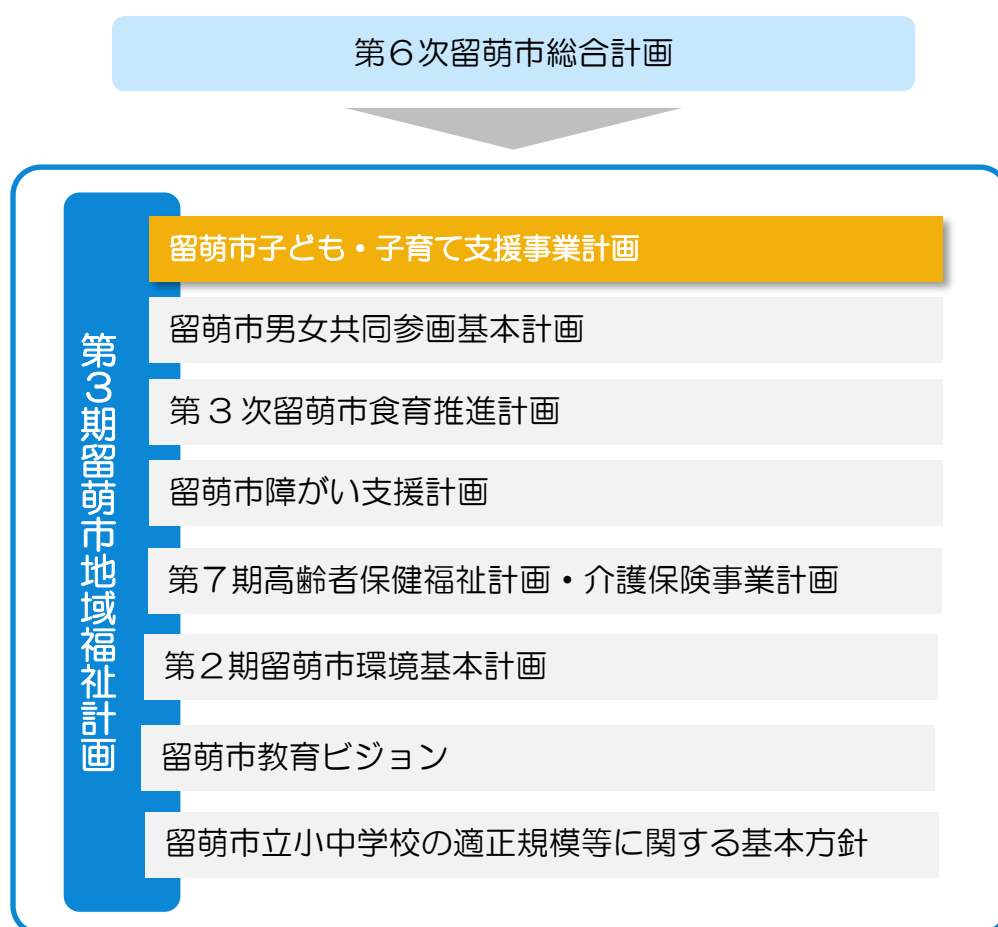
第3節 計画の位置付け

1 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な育成環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2 計画体系による位置付け

本計画は、「第6次留萌市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけ、市の関係する各分野の計画と連携・整合を図りながら策定します。



3 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

また、本計画において、子どもとは18歳未満とします。

第4節 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者などで構成される「留萌市子ども・子育て会議」（留萌市子ども・子育て会議条例 平成25年条例第26号）を設置・開催し、留萌市における子ども・子育て支援について検討・協議し、事業計画を策定しました。

また、各施策の総合的かつ効果的な推進のため、庁内関係部署で構成する「留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議」を設置します。今後も必要に応じて開催することで、庁内全体で子ども・子育て支援を推進します。



留萌市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第 1 節 留萌市の現状と課題

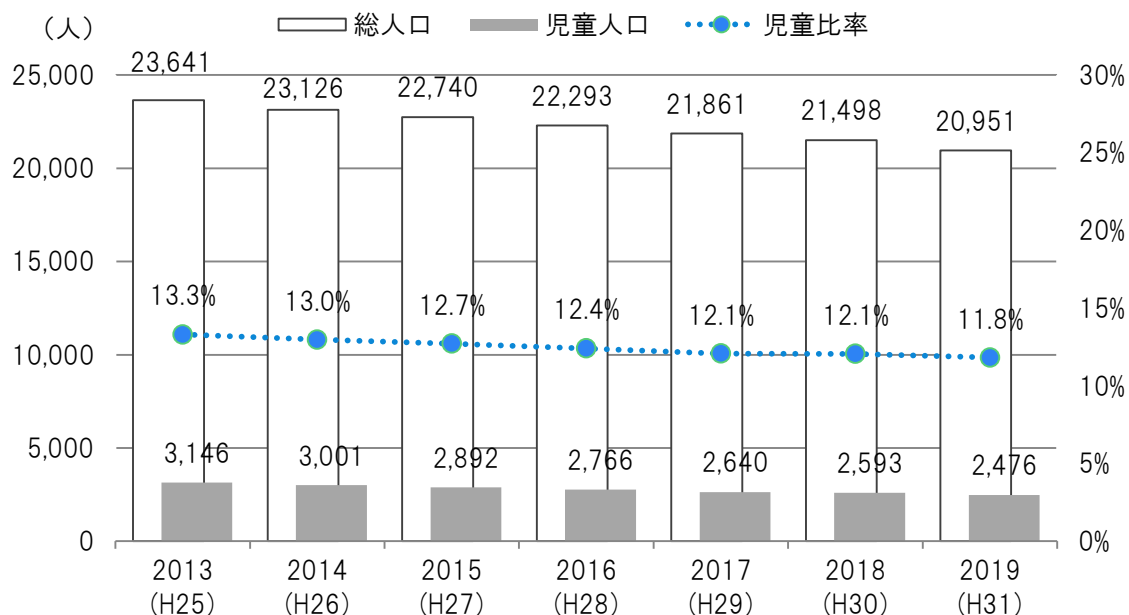
1 人口

(1) 総人口・児童人口

留萌市における総人口の推移は減少傾向であり、平成 31 年 3 月末で 20,951 人となっています。

児童人口（0～17 歳の人口）の人口も減少傾向となっており、平成 31 年 3 月末で 2,476 人となっています。また、児童比率（児童人口／総人口）も下降傾向にあり、平成 31 年 3 月末で 11.8%となっており、平成 25 年に比べ 1.5 ポイント減少しています。

総人口及び児童人口の推移



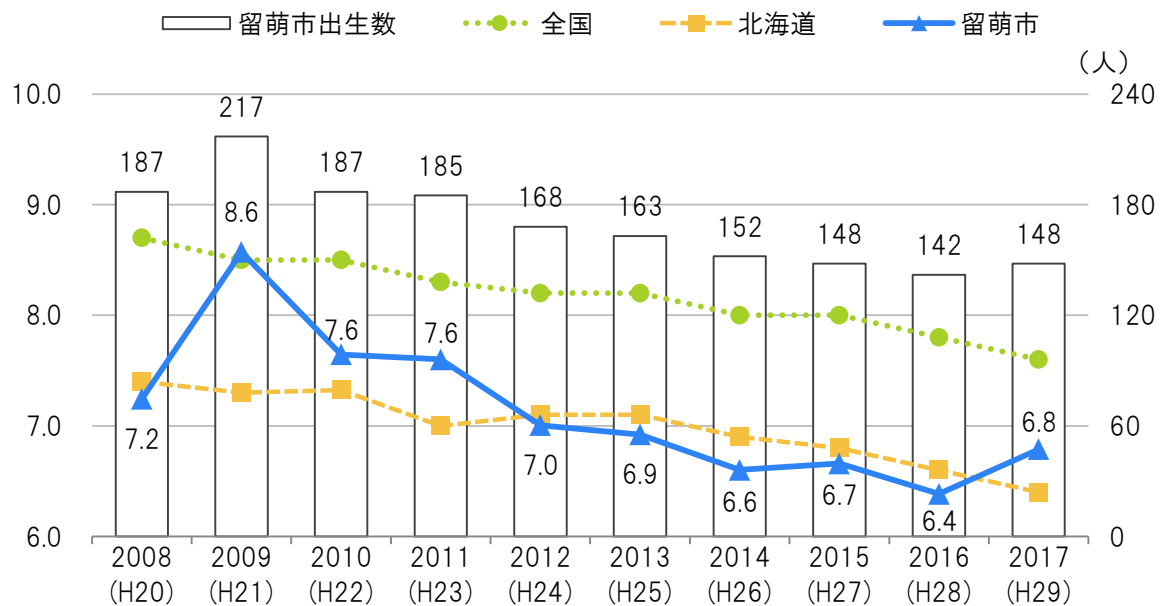
出典：住民基本台帳（各年 3 月末日）

(2) 出生数・出生率

留萌市の出生数は2009年（平成21年）の217人をピークに減少が続いていましたが、2017年（平成29年）には微増しており148人となっています。

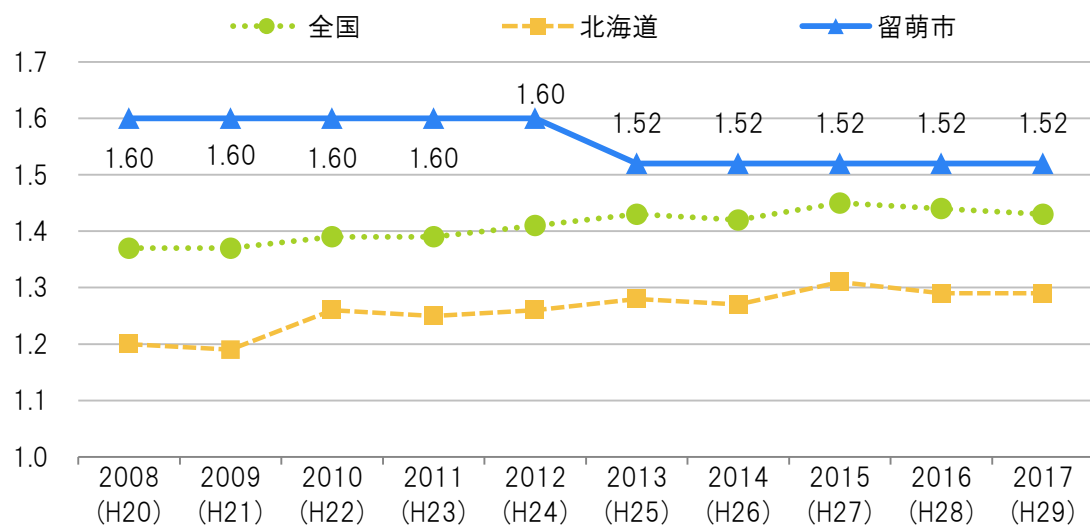
留萌市の合計特殊出生率をみると、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）は1.60、2013年（平成25年）以降は1.52となっており、全国、北海道を上回っています。

出生数及び出生率の推移



出典：人口動態調査

合計特殊出生率の推移

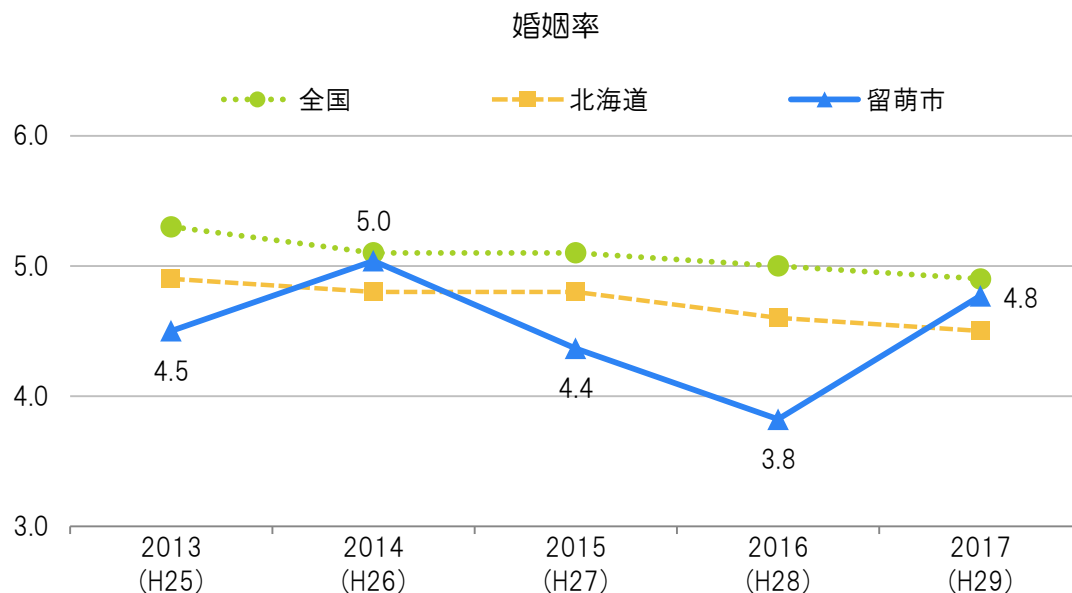


出典：人口動態調査

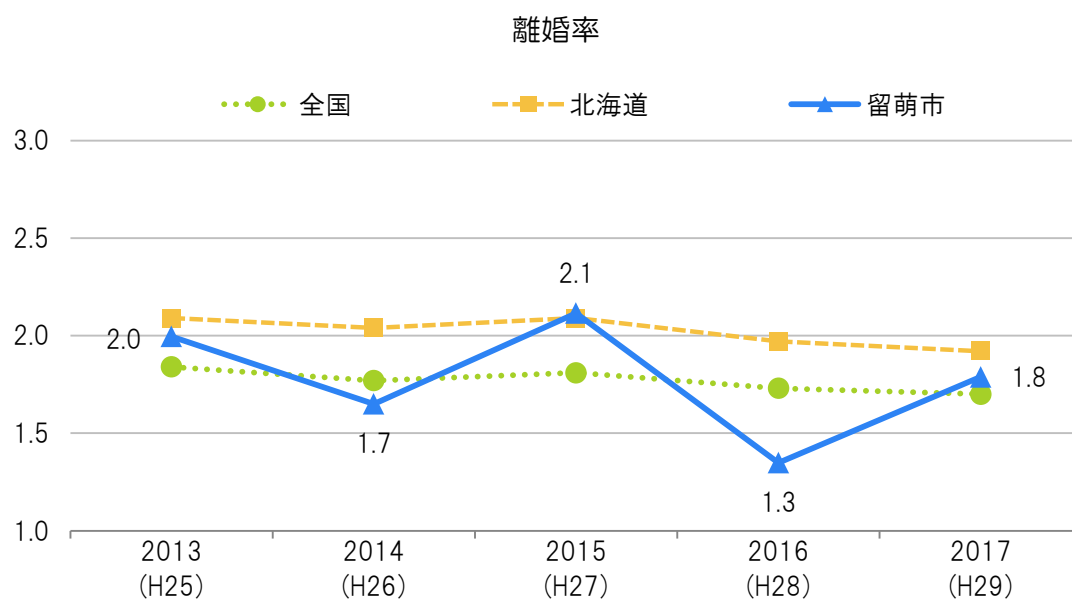
※留萌市の2013～2017は子育て支援課による独自推計※合計特殊出生率とは、15～45歳までの年齢別出生率を合算したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する。

(3) 婚姻率・離婚率

婚姻率（人口千人あたりの婚姻者数）、離婚率（人口千人あたりの離婚件数）ともに、2013 年（平成 25 年）から増減しており、2017 年（平成 29 年）には婚姻率が 4.8、離婚率が 1.8 となっています。全国や北海道と比較すると増減はしていますが、2017 年（平成 29 年）にはほぼ変わらない数値となっています。



出典：人口動態調査



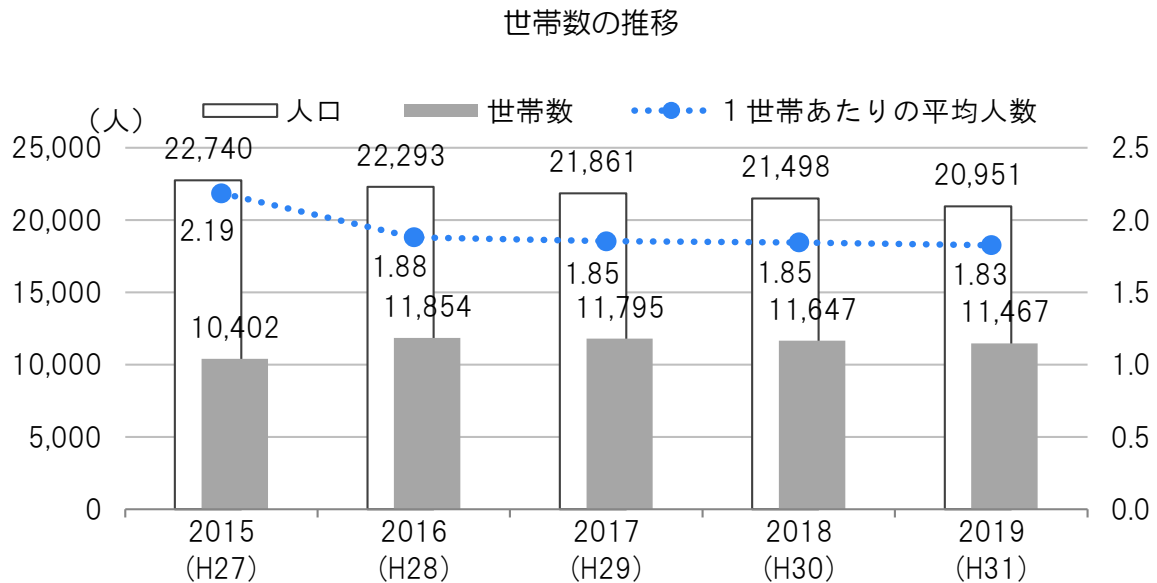
出典：人口動態調査

2 家族・地域の現状

(1) 世帯構造

留萌市の世帯数および1世帯あたりの平均人数は減少傾向にあります。

また、平成27年度の一般世帯10,358世帯のうち、6歳未満の子ども(896人)のいる世帯は2,734世帯で、ほぼ(90.4%)が核家族となっています。また、6歳未満の子どもの数をみると、核家族、3世代等の世帯における平均は同じ1.3人となっています。



出典：住民基本台帳（各年3月末日）

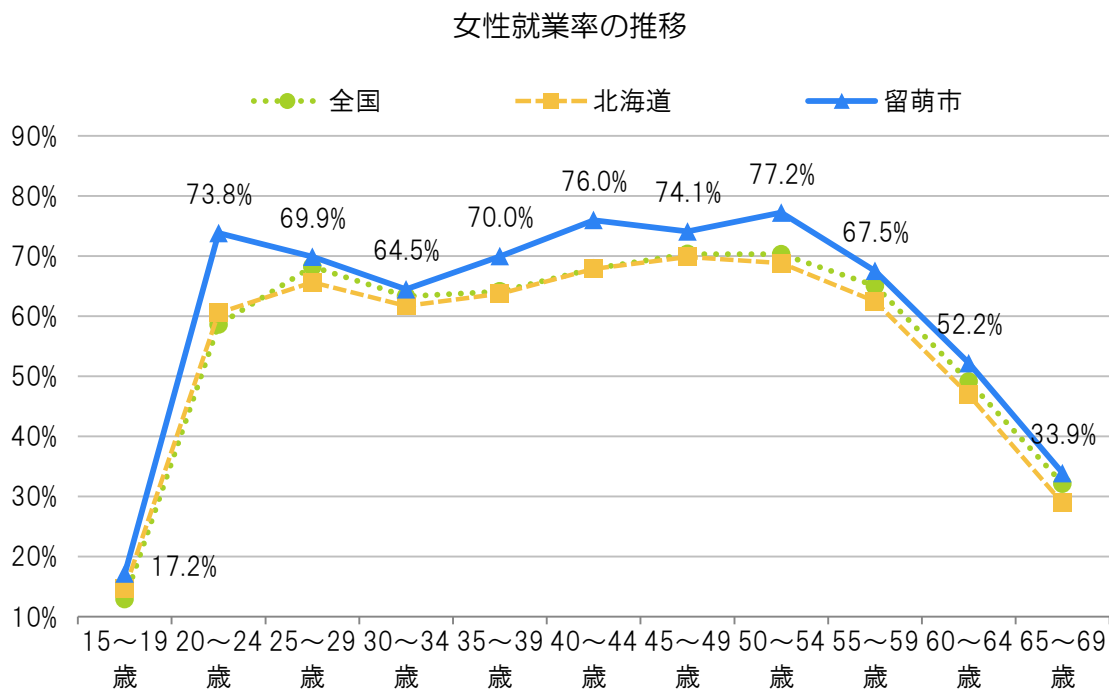
6歳未満世帯員のいる一般世帯

	世帯数	世帯人員	6歳未満人員	平均子ども数
一般世帯	10,358	21,320	896	
6歳未満の子どもがいる世帯	690 (100.0%)	2,734	896	1.3
核家族	624 (90.4%)	2,380	813	1.3
夫婦と子どもから成る世帯	582 (84.3%)	2,252	768	1.3
男親と子どもから成る世帯	1 (0.1%)	3	1	1.0
女親と子どもから成る世帯	41 (5.9%)	125	44	1.1
3世代等	66 (9.6%)	354	83	1.3

出典：国勢調査（平成27年）

(2) 女性の就労

女性の就業率は、全国、北海道と同様、結婚・出産期にあたる 30～34 歳にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に上昇する M 字カーブを描いています。留萌市は、いずれの年代においても全国、北海道を上回っており、女性就業率が高くなっています。



出典：国勢調査（平成 27 年）



第2節 教育・保育の現状と課題

1 保育施設

(1) 認可保育施設

留萌市には、認可保育施設として私立保育園が3か所あり、平成30年度末においては入所児童数が281人となっています。

今後においても、女性の就労希望の増加、雇用環境や家庭環境の多様化等により、保育を必要とする児童数が維持されることが予想されます。また、低年齢児童の保育や支援を必要とする児童の保育などについても需要が高まると予想されます。

平成30年度における待機児童数は13人となっていることから、保育を支える保育士の確保が課題となっています。

◆ 認可保育施設の利用状況等の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所数(か所)	3	3	3	3	3
入所定員数(人)	300	300	300	300	300
入所児童数(人)	305	295	309	306	281
入所率(%)	101.7	98.3	103.0	102.0	93.7

◆ 入所児童数の内訳

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳児	20	19	20	19	19
1・2歳児	95	86	91	91	85
3歳児	58	66	61	56	59
4・5歳児	132	124	137	140	118

◆ 待機児童の状況

区 分	平成30年度
待機児童数(人)	13



(2) 認可外保育施設

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて事業所内保育施設数、院内保育施設数に変化はなく、平成 29 年度より企業内保育施設が 1 か所新設されています。

平成 30 年度には、合計 49 人の子どもが入所しています。

◆ 認可外保育施設の利用状況等の推移

区 分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可外保育施設等	事業所内	施設数(か所)	1	1	1	1	1
		児童数(人)	13	2	6	1	8
	院内	施設数(か所)	3	3	3	3	3
		児童数(人)	38	46	39	30	38
	企業内	施設数(か所)	—	—	—	1	1
		児童数(人)	—	—	—	3	3

2 幼稚園

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は幼稚園数、定員数に変化はなく、幼稚園数は 2 か所、定員数は 370 人となっています。また、平成 30 年度の入園児童数は 208 人となっており、入園率（入園児童数／利用定員数）は 86.7%となっています。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、平成 30 年度で延 2,320 人の利用があったところです。

◆ 幼稚園の利用状況等の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数(か所)		2	2	2	2	2
認可定員数(人)		370	370	370	370	370
	利用定員数(人) ^{※1}	—	—	—	—	240
入園児童数(人)		227	235	214	220	208
	入園率(%) ^{※2}	61.4	63.5	57.8	59.5	56.2
						86.7

※1：平成 30 年度から子ども・子育て支援新制度へ移行したことに伴い、利用定員数を定めました。

※2：平成 30 年度の、上段は認可定員数に対する入園率、下段は利用定員数に対する入園率。

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用状況

区 分	平成 30 年度
延利用人数	2,320

3 小学校・中学校・特別支援教育など

(1) 小学校

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年は児童数が 111 人減の 862 人、学級数が 1 学級増の 59 学級となっています。

(2) 中学校

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は生徒数が 35 人減の 455 人、学級数が 2 学級減の 24 学級となっています。

(3) 特別支援教育

小学校を平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は生徒数が 17 人増の 54 人、学級数が 3 学級増の 21 学級となっています。

中学校を平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は生徒数が 12 人増の 21 人、学級数は平成 29 年度に 1 学級増加しましたが、平成 30 年度は 8 学級に減少しています。

◆ 小・中学校の児童・生徒数等の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	児童数(人)	973	964	920	886	862
	学級数(学級)	58	59	61	59	59
中学校	学校数(校)	3	3	3	3	2
	生徒数(人)	490	463	446	429	455
	学級数(学級)	26	26	25	25	24

◆ 特別支援教育の児童・生徒数の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	児童数(人)	37	42	47	47	54
	学級数(学級)	18	19	21	20	21
中学校	児童数(人)	9	11	15	17	21
	学級数(学級)	8	8	8	9	8

(4) ことばの教室

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は幼児が 7 人減の 56 人、小学生が 1 人減の 58 人となっています。

◆ ことばの教室の利用状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼 児(人)	63	83	80	59	56
小学生(人)	59	54	51	62	58

(5) 留萌市幼児療育通園センター

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は幼児が 6 人増の 40 人、小学生が 4 人増の 47 人、中学生が 4 人増の 16 人となっています。

◆ 留萌市幼児療育通園センターの利用状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼 児(人)	34	29	32	40	40
小学生(人)	43	43	42	44	47
中学生(人)	12	14	17	16	16



第3節 地域子ども・子育て支援の現状と課題

1 子育て支援センター

平成26年度と比較すると、平成30年度は開設日数が6日減の245日、延利用人数が429人増の13,142人となっています。その内訳では、幼児が322人増の7,037人、一般が120人増の6,094人となっています。

また、子育て支援センターにおける相談件数等を平成26年度と比較すると、平成30年度は29件減の156件となっています。

◆ 子育て支援センターの利用状況の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開設日数(日)	251	243	243	244	245
利用人数(人)	12,713	12,395	13,084	11,968	13,142
幼児(人)	6,715	6,677	6,962	6,365	7,037
小中学生(人)	24	16	8	5	11
一般(人)	5,974	5,702	6,114	5,598	6,094

◆ 子育て支援センターにおける相談件数等の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て相談(件)	185	119	128	155	156

2 乳児家庭全戸訪問事業

平成26年度と比較すると、平成30年度は訪問人数が38人減の96人となっています。

◆ 乳児家庭全戸訪問事業における訪問戸数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問人数(人)	134	136	131	118	96



3 児童センター

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は施設数には変化なく 6 か所、延利用人数が 4,866 人減の 56,668 人となっています。その内訳では、幼児が 131 人減の 4,508 人、小中学生が 5,747 人減の 44,116 人、一般が 1,012 人増の 8,044 人となっています。

◆ 児童センター利用状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数(か所)	6	6	6	6	6
延利用人数(人)	61,534	64,971	63,062	50,333	56,668
幼児(人)	4,639	5,620	6,568	4,709	4,508
小中学生(人)	49,863	52,935	49,902	39,992	44,116
一般(人)	7,032	6,416	6,592	5,632	8,044

4 留守家庭児童会

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は実施か所数には変化なく 6 か所、定員数が 30 人増の 240 人、延利用人数が 6,367 人増の 34,946 人となっています。

◆ 留守家庭児童会の利用状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数(か所)	6	6	6	6	6
定員(人)	210	210	210	240	240
延利用人数(人)	28,579	31,883	30,165	33,138	34,946

5 ファミリー・サポート・センター

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は個人利用人数が 219 人減の 331 人、集団利用回数が 65 回増の 85 回となっています。

◆ ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人利用(人)	550	552	440	603	331
集団利用(回)	20	57	25	45	85

6 家庭相談事業

平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度は家庭相談が 57 件減の 77 件、そのうち虐待と想定されるものは 5 件増の 15 件となっています。また、生活相談は 657 件減の 5,485 件、母子・父子相談は増減はありましたが平成 26 年度と同じ 51 件となっています。

◆ 家庭相談等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭相談(件)	134	142	129	108	77
うち虐待(件)	10	15	18	14	15
生活相談(件)	6,142	5,927	5,297	5,410	5,485
母子・父子相談(件)	51	42	36	41	51

7 病児保育事業

病児保育室の延利用人数は、平成 30 年度で 2 人となっています。

◆ 病児保育室の利用状況

区 分	平成 30 年度
延利用人数(人)	2



第４節 ニーズ調査からみられる現状と課題

１ 調査概要

「第２期留萌市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の子育て環境、教育、保育の利用状況と利用希望、意見などについて、国の基本指針等に基づき、アンケート調査を実施しました。

（１）調査方法

調査票の種類は以下の４種類で、住民基本台帳から下記対象世帯を母集団として、系統抽出方法により抽出しました。

調査票の種類	調査の方法
母子手帳交付者	郵送配布・回収
未就学児の保護者	郵送配布・回収
小学生の保護者	郵送配布・回収
小学生・中学生児童 小学生：留萌小学校、東光小学校の５年生 中学生：留萌中学校、港南中学校の２年生	学校において配布・回収

（２）調査期間

平成 30 年 12 月 11 日（火）～12 月 21 日（金）

※12 月 21 日以降に返送された調査票は、可能な限り集計に含めました。

（３）回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	有効回収数 （無効票）	回収率
母子手帳交付者	42 票	12 票	12 票	28.6%
未就学児の保護者	661 票	289 票	286 票 (3 票)	43.7%
小学生の保護者	658 票	281 票	281 票	42.7%
小学生・中学生児童	236 票	236 票	236 票	100.0%
合 計	1,597 票	818 票	815 票	51.2%

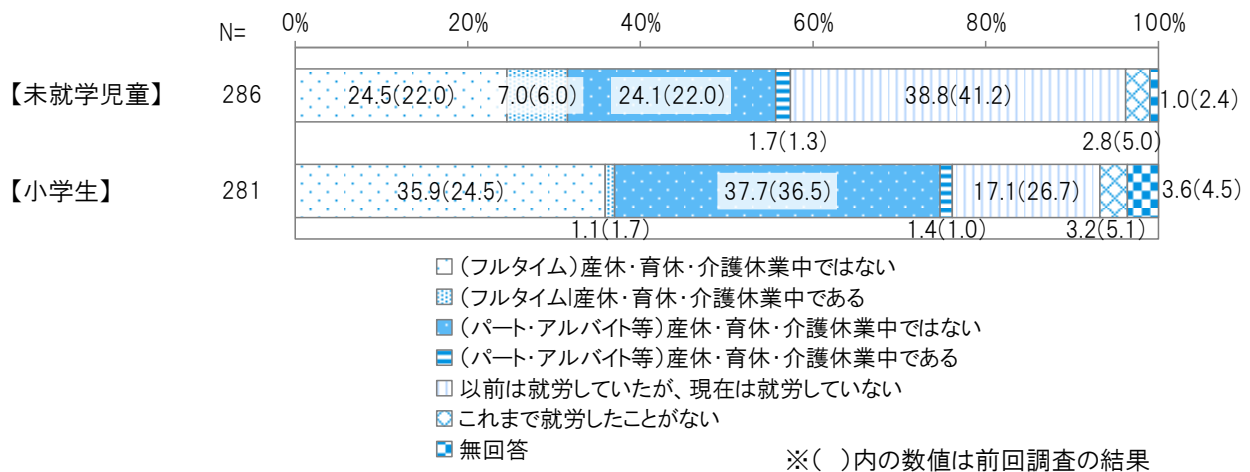
2 調査結果

(1) 母親の就労状況

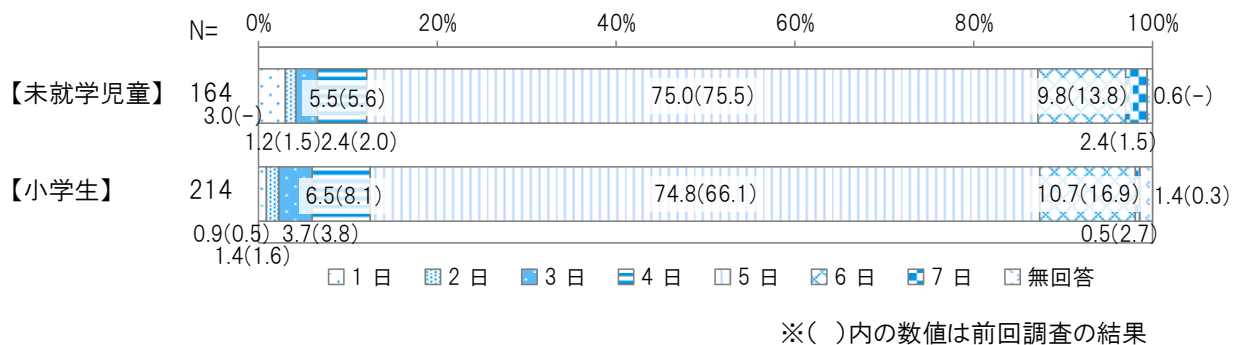
母親の就労状況については、未就学児童の世帯では 57.3%、小学生の世帯では 76.1%の母親が就労（産休中等を含む）しています。また、就労日数については、週 5 日以上就労が未就学児童の世帯では 87.2%、小学生の世帯では 86.0%となっています。

就労していない母親の就労希望は、未就学児童の世帯では 76.4%、小学生の世帯では 71.9%となっています。

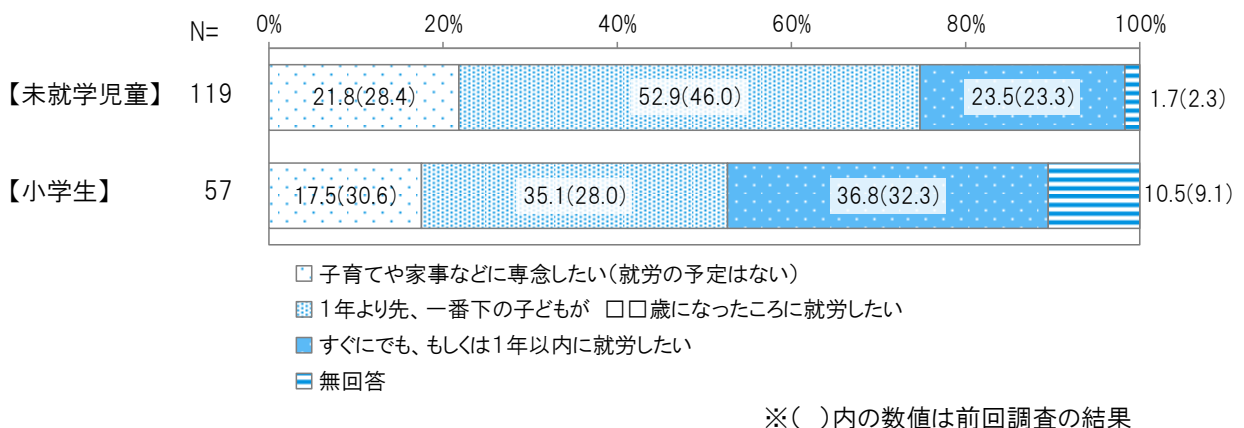
◆ 就労状況



◆ 就労日数



◆ 就労していない母親の就労希望

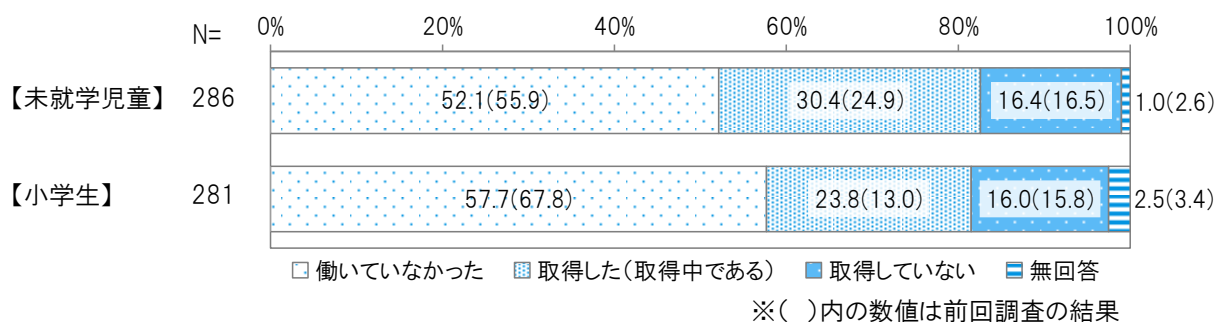


（２）母親の育児休業取得後の職場復帰

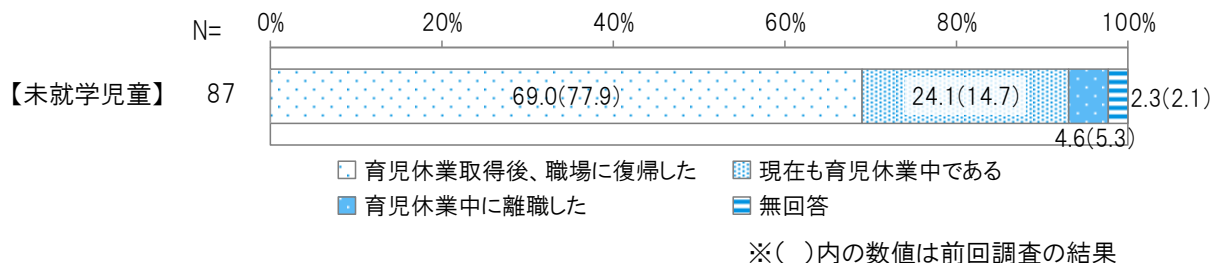
子どもが生まれたときの育児休業の取得状況については、「働いていなかった」と回答した人が未就学児童の世帯では 52.1%、小学生の世帯では 57.7%となっており、育児休業を「取得した（取得中である）」と回答した人は、未就学児童の世帯では 30.4%、小学生の世帯では 23.8%となっています。

育児休業後の職場復帰については、育児休業を取得した母親の 69.0%が職場復帰しており、「育児休業中に離職した」と回答した人は 4.6%となっています。

◆ 育児休業の取得状況



◆ 育児休業後の職場復帰

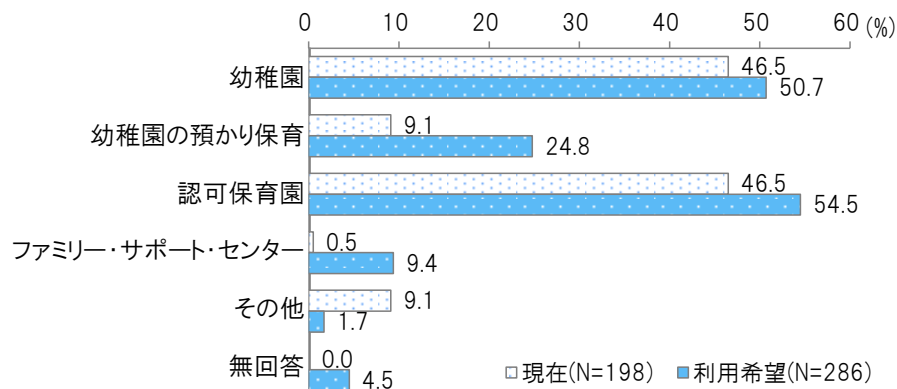


(3) 子育て支援サービス等の利用意向等

① 平日利用の保育サービス等

平日に幼稚園や保育園などへ子どもを預けるサービスを定期的に利用している世帯では、「幼稚園」「認可保育園」の利用はいずれも46.5%となっています。保護者の利用希望としては、「認可保育園」が54.5%、「幼稚園」が50.7%となっています。

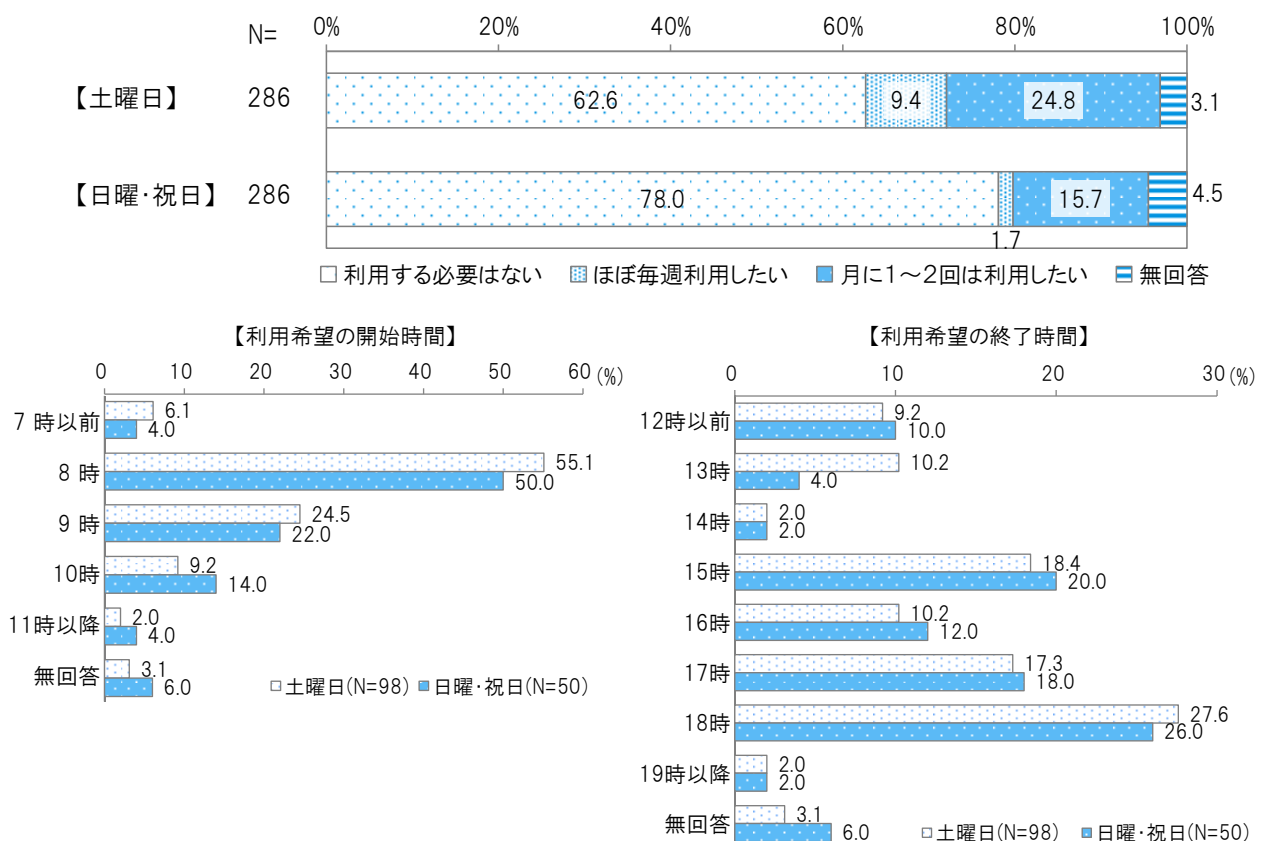
◆ 平日利用中の保育サービスと利用希望【未就学児童】（複数回答）



② 土曜日、日曜・祝日等における保育サービスの利用意向

土曜日の保育サービスを利用したいと回答した人は34.2%、日曜・祝日は17.4%となっています。利用希望時間帯は、開始時間では土曜日、日曜・祝日ともに「8時」、終了時間では「18時」が最も多くなっています。

◆ 土曜日・休日等における保育サービスなどの利用希望【未就学児童】

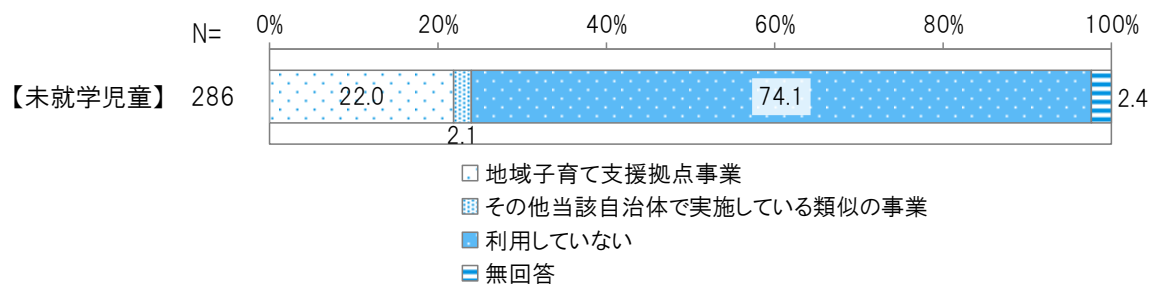


（４）地域子育て支援拠点事業の利用状況

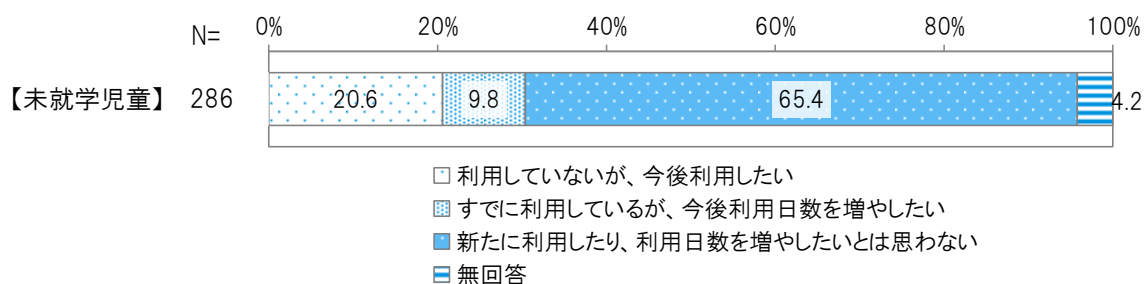
「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」を利用していると回答した人は 22.0% となっています。

また、今後、地域子育て支援拠点事業を「利用していないが、今後利用したい」と回答した人は 20.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 9.8% となっています。

◆ 子育て支援拠点事業の利用状況



◆ 子育て支援拠点事業の今後の利用意向

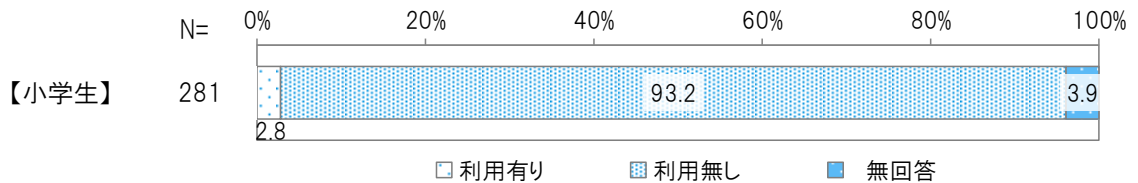


(5) ファミリー・サポート・センターの利用状況

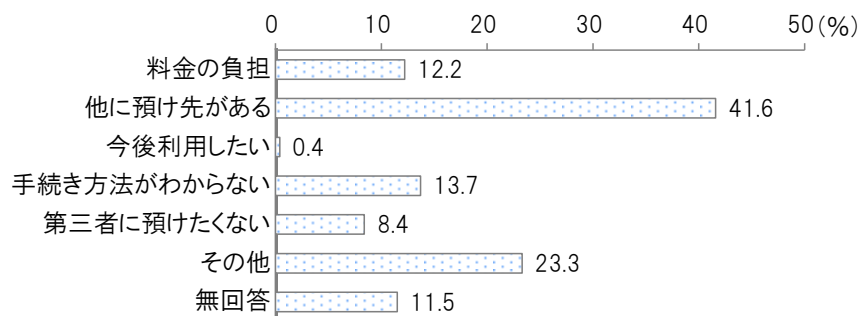
小学生の保護者で、ファミリー・サポート・センターを「利用有り」と回答した人は 2.8%にとどまっています。

ファミリー・サポート・センターを利用していない理由としては、「他に預け先がある」が 41.6%で最も多くなっています。また、「手続き方法がわからない」「料金の負担」を挙げた人は 1 割強となっています。

◆ ファミリー・サポート・センターの利用状況



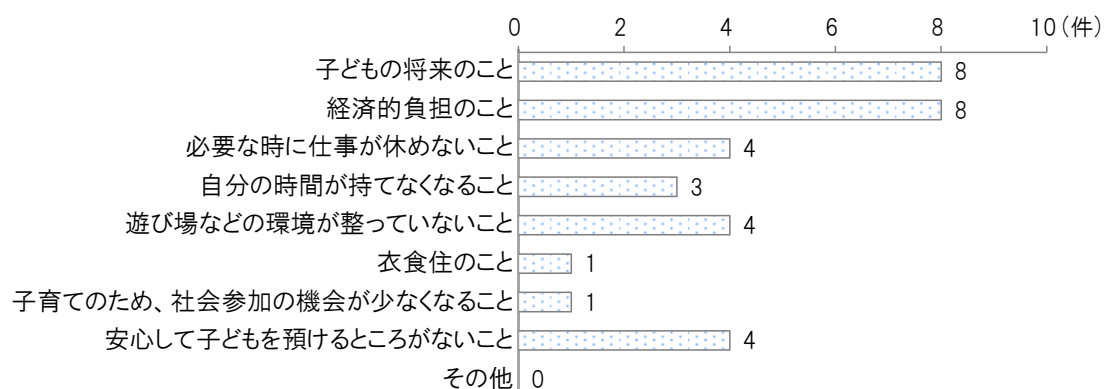
◆ ファミリー・サポート・センターを利用しない理由【小学生】(N=262 複数回答)



（６）子育てに関する不安・悩み等

子育てに関する不安・悩み等については、母子手帳交付者では「子どもの将来のこと」「経済的負担のこと」が12人中8件で上位となっています。

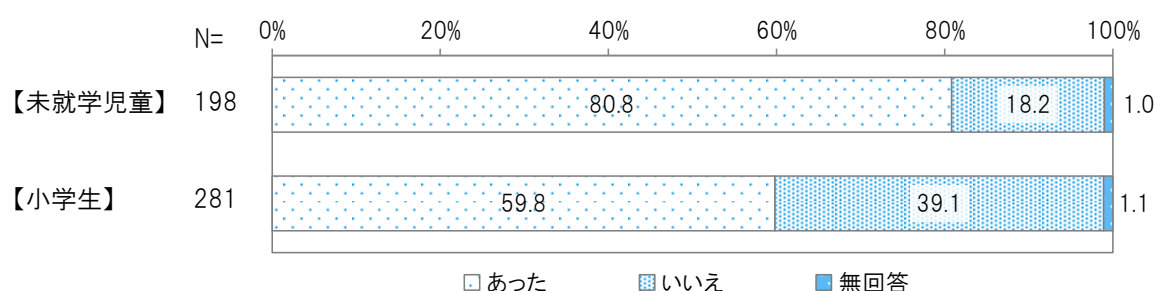
◆ 子育てに関する不安・悩みについて【母子手帳交付者】（N=12 複数回答）



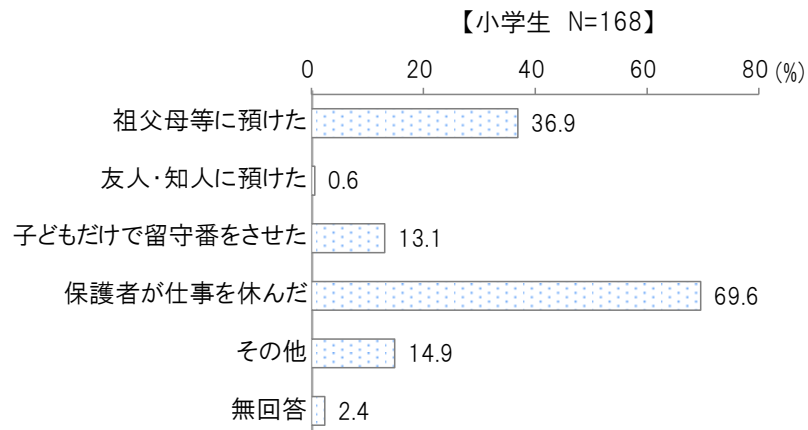
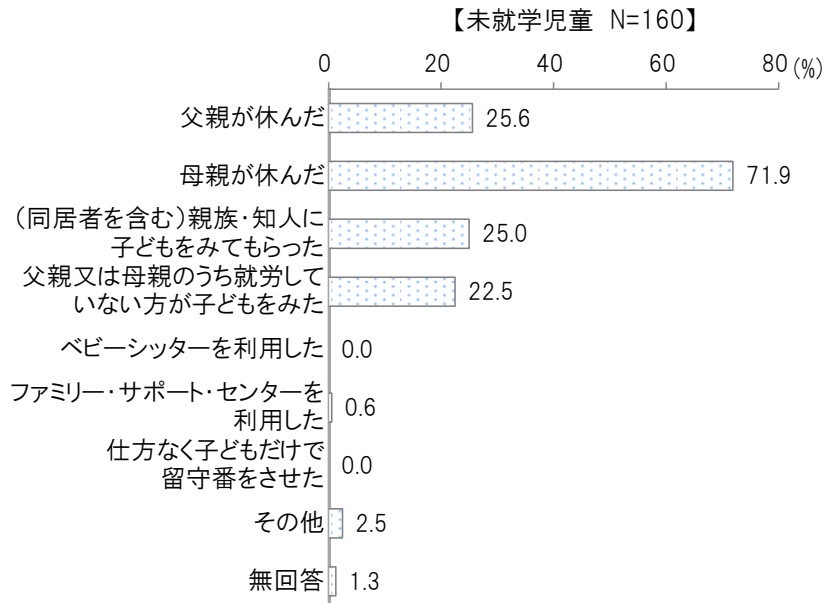
（７）子どもが病気の際の対応について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業を利用している人の中で、最近一年間で病気やケガで保育園・小学校等を休むことが「あった」と回答した人は未就学児童の世帯では80.8%、小学生の世帯では59.8%となっています。その時の対応としては、未就学児童の世帯では「母親が休んだ」が71.9%、小学生の世帯では「保護者が仕事を休んだ」が69.6%で最も多くなっています。また、お子さんをみてもらえる親族・知人等が「いずれもない」と回答した人は、未就学児童の世帯では17.5%、小学生の世帯では14.2%となっています。

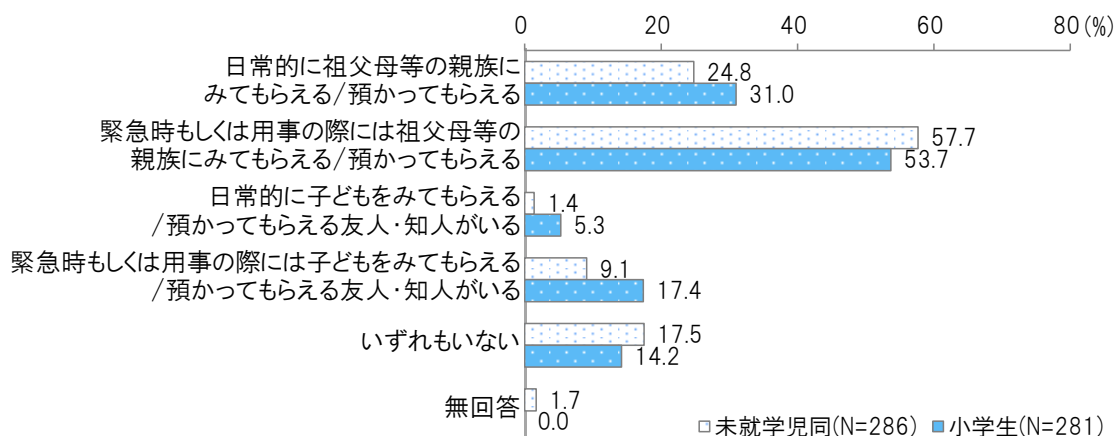
◆ 保育園・小学校等を休むことはあったか？



◆ 児童が病気の際の対応【未就学児童】（複数回答）



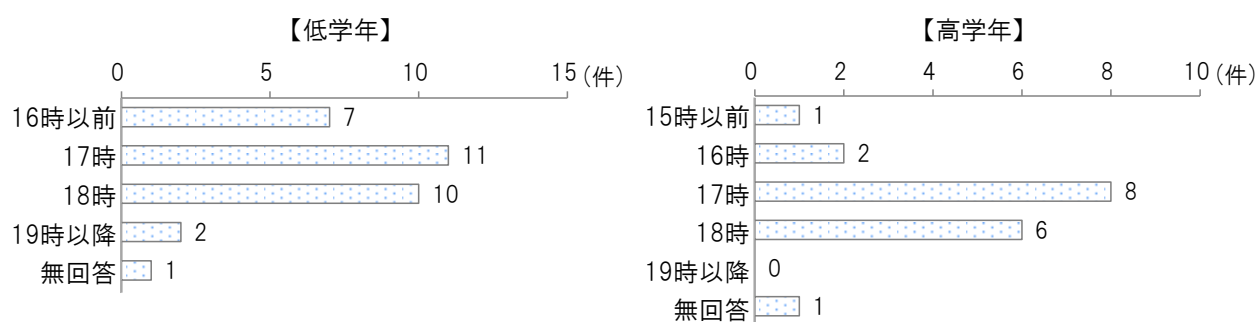
◆ お子さんをみてもらえる親族・知人等について（複数回答）



（８）放課後児童クラブについて

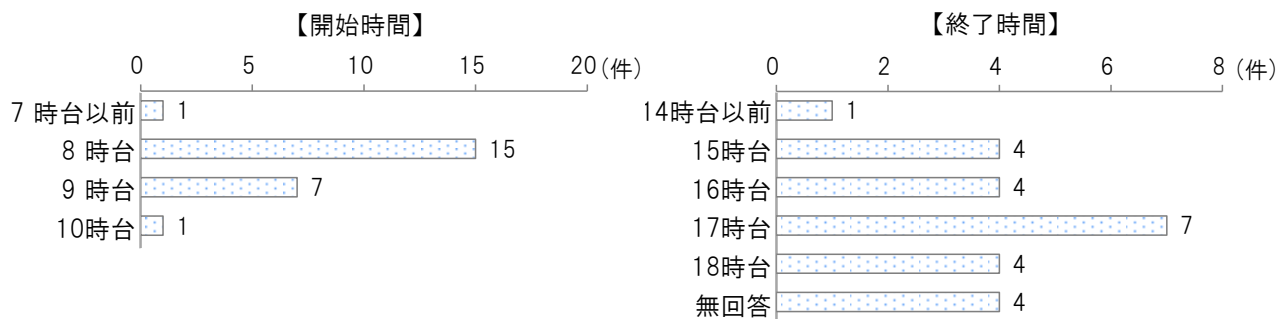
平日における放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の開設時間については、現在、下校時から 18 時までとなっていますが、未就学児の保護者の利用意向としては低学年、高学年ともに「17 時」が最も多く、次いで「18 時」となっています。また、夏休みなどの長期休暇期間中については、現在、8 時から開設していますが、未就学児の保護者の利用意向としては開始時間は「8 時台」、終了時間は「17 時台」、小学生の保護者では開始時間は「8 時 30 分より以前」、終了時間は「15 時台以前」「18 時以降」が最も多くなっています。

◆ 放課後児童クラブの利用希望の開始時間【未就学児童】（低学年：N=31、高学年：N=18）

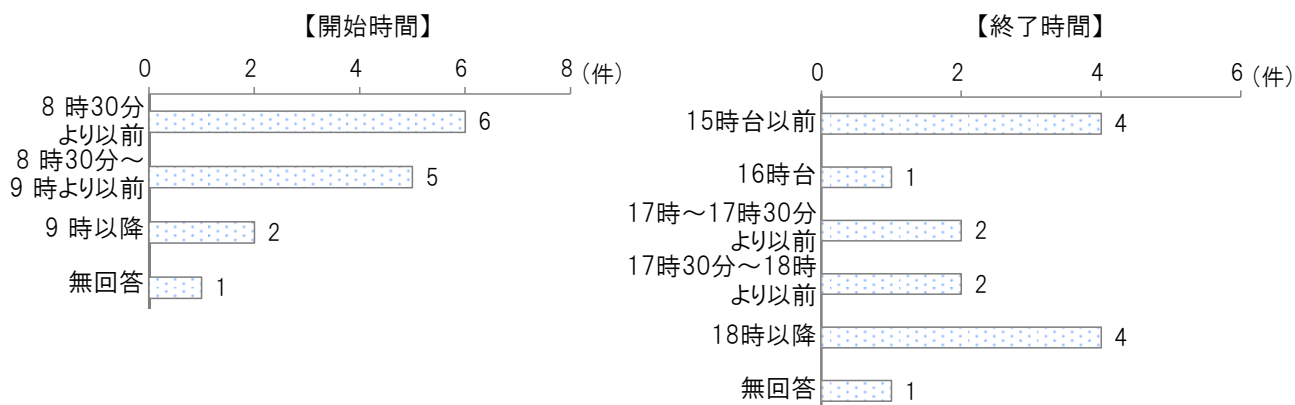


◆ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望の開始・終了時間

【未就学児童 N=24】



【小学生 N=14】



第５節 第１期留萌市子ども・子育て支援事業計画の評価

１ 取り組み全体の評価

留萌市子ども・子育て支援事業計画に掲げる計１０４の事業からなる具体的事業の評価については、十分な成果（Ａ）と一定の成果（Ｂ）の合計が９５事業と全体の９１％を占める結果となりました。

今後も、事業を第２期計画に引き継ぎ、着実に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

施 策 の 目 標	実 績 評 価			
	十分な成果	一定の成果	成果が低い	事業の廃止 または終了
	A	B	C	
① 地域子育て支援の充実	１事業	１２事業	１事業	
② 就学前教育・保育の充実		２事業	１事業	１事業
③ 学校教育環境の充実	１事業	１１事業		
④ 情報提供・相談体制の充実		６事業		
⑤ 母子保健・医療体制の充実		６事業		
⑥ 食育の推進		８事業		
⑦ 安心・安全な生活環境の整備		８事業		
⑧ 仕事と子育ての両立支援（再掲）	（２事業）	（６事業）	（１事業）	
⑨ 子どもの健全育成	１事業	１３事業		１事業
⑩ 次代の親の育成		２事業		１事業
⑪ 家庭や地域の教育力の向上		３事業		１事業
⑫ 有害環境対策の推進		３事業		
⑬ 子どもの権利・安全の確保		３事業		
⑭ 児童虐待防止の推進		２事業		
⑮ ひとり親家庭等への自立支援		３事業		
⑯ 障がい児施策の推進		７事業		
⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進		１事業		
⑱ その他	２事業		３事業	
合 計	５事業	９０事業	５事業	４事業

Ⅲ

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもたちの生きる力 「夢・希望・笑顔」あふれるまち

子どもは家庭の希望であり、留萌の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、生き生きとたくましく成長できるよう、保護者のみならず、子育てを地域社会全体で応援していきます。

地域社会全体が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心して生き活きと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

留萌のすべての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望の持てる笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを計画の基本理念とします。



第2節 基本的な視点

本計画において、次の4点を基本的な視点と定め、子育て支援法を推進していきます。

基本視点① すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い良質な教育・保育を提供するには、その人材の確保が欠かせないものであり、保育士・幼稚園教諭等の専門的な知識を有する人材の発掘・活用に努めます。

さらに保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の充実を図るとともに、必要な教育・保育施設の整備を行うため関係機関等と積極的に協議を進めていきます。

基本視点② 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期、子育ての切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本視点③ 子育て家庭を地域の人みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、地域社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域の子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

基本視点④ 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を防止するほか、専門性を有する関係機関との連携強化を図ります。

また、障がい児支援については、関係機関の連携強化、情報共有を目的とした連絡会議等を設置し、乳幼児期から就学前、学童期まで切れ目なく効果的な支援を行います。

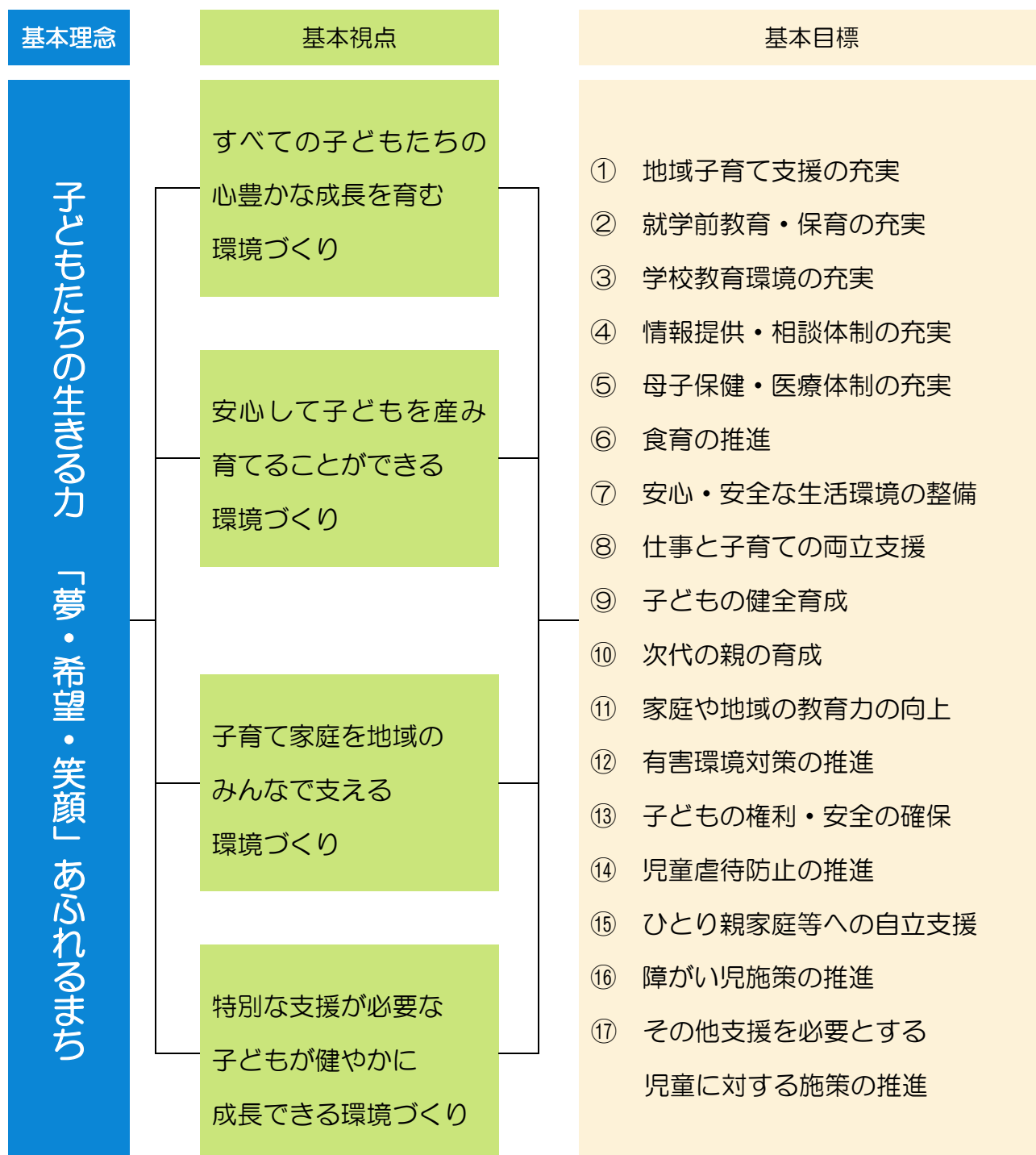
さらに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する相談・情報の提供など総合的支援に努め、誰もが身近な地域で安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。



第3節 施策の体系

基本理念、基本視点、基本目標を踏まえて、留萌市子ども・子育て支援事業計画を以下の体系図に基づき実施していきます。

【施策の体系図】



第4節 計画に基づく具体的事業

計画に基づく具体的事業については、「第1期留萌市子ども・子育て支援事業計画」を継続し、103事業により子ども・子育て支援を推進します。

基本目標 ① 地域子育て支援の充実

1	子育て支援センター事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 また、育児不安などの子育て相談や親子同士のふれあいの場も提供し、育児に関する講演会等を開催するなど、子育て家庭に対する様々な事業を推進します。			
2	利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育て支援センター及び子育て支援担当課において、教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、子育て支援を推進します。 なお、総合的な利用者支援事業としては、専任スタッフの確保など体制の確保が可能になった段階で実施していきます。			
3	親子ひろば事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターにおいて、未就学の幼児・児童を対象に、遊びを中心とした親子の交流の広場を提供しています。			
4	ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援します。			
5	一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。 なお、私立幼稚園では、在園児を対象とした預かり保育を実施し、それ以外は、ファミリー・サポート・センター事業と合わせて実施しています。			
6	産後子育てサポート事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
子育て支援として、乳幼児全戸訪問時にファミリー・サポート・センター3時間無料券を配布し、産後の子育てを支援します。			

7	乳幼児全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、子育て支援を推進しています。			
8	養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 保健医療課
乳幼児全戸訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、家事・育児支援や養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するなど子育て支援を推進しています。			
9	乳幼児等医療費助成事業	事業所管課 又は関係課	市民課
乳幼児世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、0歳児から小・中学生までに拡大して医療費の助成を行い、子育て支援を推進しています。			
10	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生から6年生に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供することにより、子どもの健全育成を図ります。			
11	地域組織活動（母親クラブ活動費補助金）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターを拠点として、地域で組織される母親クラブの地域組織活動と連携・協力し、異世代間交流や安全対策活動により、子どもの健全育成を推進します。			
12	妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	保健医療課
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 また、母子健康手帳と一緒に、健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。			
13	遊び方教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
1歳6カ月健康診査等で、心身の発達の遅れや育児不安などで支援が必要な母子を対象に、関係機関と連携した遊び方教室を開催し、障がい児施策の推進を図ります。			
14	カズモ赤ちゃんの駅認定事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
妊婦や子ども連れの保護者が気軽に外出できる環境づくりのため、子育て設備の一定基準を満たした施設等をカズモ赤ちゃんの駅として認定し、子育て支援を推進します。			
15	病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

病児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を、平成31年2月から実施しています。

基本目標 ② 就学前教育・保育の充実

16 幼児教育・保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

認可保育所・小規模保育事業所において、保護者の就労等の理由により、保育の必要な幼児・児童を受け入れ、また、幼稚園において、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長を助長するために、幼児教育・保育のサービスの充実を図ります。

17 障がい児保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

障がいをもつ子どもが安心して保育サービスを受けられるよう環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。

18 延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施し、保育サービスの充実を図ります。

なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施していますが、保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。

19 小規模保育事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

認可保育所より少人数の単位（定員19人）で、0歳から2歳までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育事業所を、令和元年12月から、NPO法人の設置・運営により実施しています。

20 幼児教育の無償化

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

3歳から5歳までの幼稚園、保育所などを利用する子どもたちの利用料（保育料）を令和元年10月から無償化しています。（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象となります）

21 多子世帯保育所保育料軽減支援事業

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

同一世帯で複数の未就学児が保育所を利用している場合において、3歳児未満で、かつ、保育料の算定で第2子として取り扱う児童の保育所保育料を無料化することによって、子育てに関する経済的負担の軽減を図るとともに、女性の社会進出に伴う子育てと仕事との両立を図られるよう、保育所を利用しやすい環境を整えます。

22 保育士等加配補助金

事業所管課
又は関係課

子育て支援課

障がい児等の受入れを行い、国の基準以上に保育士等を配置する認可保育所・幼稚園に対し、保育士等の配置に係る費用の一部を補助することにより、円滑な施設運営と児童の健全育成を図ります。

23 保育士確保対策助成事業

事業所管課
又は関係課

保育推進室

保育士資格を有する者が就職に必要な費用又は保育士養成学校に入学し、保育士資格の取得を目指す学生の入学に必要な費用について、留萌萌幼会が実施する貸付事業に対し市が上乗せで助成を行い、市内の認可保育所に正職員の保育士として5年間従事した場合において貸付金を免除することで、保育士資格を持つ保育人材の確保を図ります。

24 保育士に係る保育所利用者負担額免除事業

事業所管課
又は関係課

保育推進室

市内の認可保育所に0歳児から2歳児までの児童を入所させ、当該保護者が市内の認可保育所に正職員の保育士として勤務する場合において、入所する児童の保育料を全額免除することにより、保育士の働きやすい環境を整え、保育事業所における保育人材の確保を図ります。



基本目標 ③ 学校教育環境の充実

25 確かな学力の向上を目指す教育の推進

事業所管課
又は関係課

学校教育課

児童生徒の実態に応じた指導の工夫や改善を行いながら、確かな学力の向上を図り、学校教育環境の充実を図ります。

26 ICTを活用した情報教育の推進

事業所管課
又は関係課

学校教育課

ICT機器（パソコン等）・校内LANなどの活用により、情報化を通じて教育の質を向上させるとともに、情報活用能力の育成を図ります。

27 総合的な学習時間

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小・中学校における総合的な学習時間において、自然体験学習や職場体験学習などを実施することにより児童生徒の主体性、資質、能力の向上を図ります。

28 特別支援教育（特別支援教育支援員配置事業）

事業所管課
又は関係課

学校教育課

特別な支援が必要な児童生徒への「特別支援教育」に積極的に取り組み、教育的配慮が必要な学校に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や学校生活上のきめ細やかな対応・指導を図るとともに、特別支援教育連携協議会等により特別支援教育のより一層の充実を図ります。

29 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

事業所管課
又は関係課

学校教育課

いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期発見・対応のため、専門知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭への訪問指導等を実施し、家庭地域と学校の連携の支援を図ります。

30 通学区域の弾力的運用

事業所管課
又は関係課

学校教育課

いじめや不登校への対応、通学の利便性や家庭の事情など、様々な状況に配慮した通学区域の変更についての弾力的な運用により、学校教育環境の充実を図ります。

31 コミュニティ・スクール

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小・中学校の学校運営に関して幅広い意見を求めるとともに、より一層地域全体で子どもたちの成長を支える学校と地域の連携・協働体制の構築・強化に向けた取り組みを進めています。

32 小中学校の適正規模化

事業所管課
又は関係課

学校教育課

小中学校の適正規模化は、市内のほとんどの学校が標準的な学校規模に満たない状況であることから、「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」に基づき、子どもたちの望ましい教育環境の整備に努めていきます。

33 奨学資金の貸付**事業所管課
又は関係課**

学校教育課

留萌市奨学基金条例に基づき、教育の機会均等々の趣旨に沿って、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難なものを留萌市奨学生として選考し、奨学金を貸し付けることにより、学校教育環境の整備を図ります。

34 教育扶助（就学援助）事業**事業所管課
又は関係課**

学校教育課

経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助することにより、学校教育環境の整備を図ります。

35 英語指導助手配置事業**事業所管課
又は関係課**

学校教育課

中学校の英語授業及び小学校における5・6年生の英語の教科化や、3・4年生の外国語活動を補助するため、外国語指導助手（ALT）2名を配置することにより、直接生きた英語を学び、英会話能力等を高め、学校教育環境の整備を図ります。

36 小中学校学習補助員配置事業**事業所管課
又は関係課**

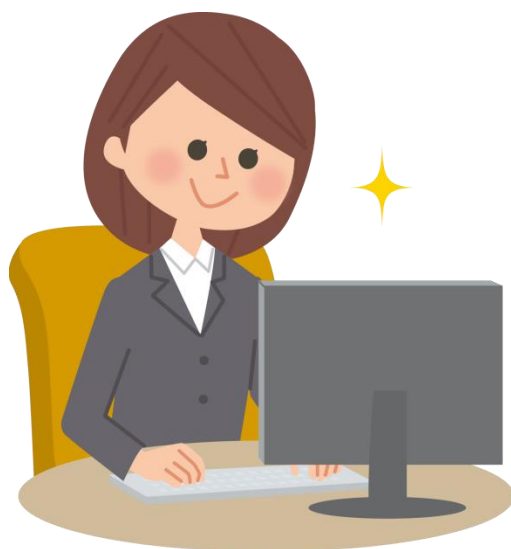
学校教育課

「小1プログラム」「中1ギャップ」への対応策として、小中学校に学習補助員を配置するほか、学力の定着を目的として中学校に学習補助員を増員配置し、学校生活における児童生徒の生活支援や授業中の学習支援補助を行い、学校教育環境の充実を図ります。



基本目標 ④ 情報提供・相談体制の充実

37	子育てガイドポケット、子育て支援ネット「はーもにい」	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
地域の子育てに関する様々な情報を掲載した子育てガイドポケットや、子育て支援ネット「はーもにい」を市ホームページに掲載し、情報提供の充実を図ります。			
38	家庭児童相談室	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
いじめ、虐待、しつけなど、子育てのあらゆる問題に対応できるよう、家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、児童相談所等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。			
39	教育相談電話	事業所管課 又は関係課	学校教育課
家庭や学校生活における悩みなどに対する相談を受けるため、相談電話を設置し、相談体制の充実を図ります。			
40	母子健康・栄養相談	事業所管課 又は関係課	保健医療課
母子及び妊婦に対して、市内の各公共施設等を活用し、家庭における健康管理、発育や発達段階にあわせた栄養指導など、育児に関しての適切な助言・指導により相談体制の充実を図ります。			
2	【再掲】利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課



基本目標 ⑤ 母子保健・医療体制の充実

41	母子健康手帳の交付と保健指導	事業所管課 又は関係課	保健医療課
母と子の健康を守るために「母子健康手帳」を交付し、保健指導を行うとともに、父親には「父子健康手帳」を配布して、父親の育児参加を推進しています。			
42	妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
個別に支援が必要な人を対象に、家庭訪問を実施し、健康を維持しながら安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援します。			
43	予防接種	事業所管課 又は関係課	保健医療課
予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生や蔓延を防止するため、予防接種を行い、母子保健の充実を図ります。			
44	乳幼児健康診査	事業所管課 又は関係課	保健医療課
生後4カ月、9カ月の乳児及び1歳6カ月と3歳の幼児を対象に、健康診査を行い、母子保健の充実を図ります。			
45	フッ化物塗布・洗口事業及び歯科検診	事業所管課 又は関係課	保健医療課 学校教育課
1歳6カ月以降の幼児を対象に、フッ化物塗布事業を、1歳6カ月児及び3歳児健康診査において、歯科検診を実施し、母子保健の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・小中学校では、フッ化物洗口を行い、う歯予防を図ります。			



46	新生児聴覚検査費助成事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
新生児聴覚検査の費用を助成することにより、聴覚障害の早期発見と適切な療育へと導く受診環境の支援を図ります。			
47	特定不妊治療費助成事業	事業所管課 又は関係課	保健医療課
少子化対策の一つとして、体外受精及び顕微授精を受けている北海道特定不妊治療費助成の認定者に対し、その一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。			
48	母子保健推進員	事業所管課 又は関係課	保健医療課
留萌市母子保健推進員設置規則に基づき、母性並びに乳児・幼児の健康の保持・増進に寄与する、母子保健推進員の協力により、母子保健の充実を図ります。			
49	小児・産婦人科医療体制の充実	事業所管課 又は関係課	保健医療課 市立病院
妊婦や乳幼児・児童が地域で安心して医療を受けられるように医療体制の充実を図ります。また、道補助を活用し、小児救急医療を支援しています。			
12	【再掲】妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	保健医療課
40	【再掲】母子健康・栄養相談	事業所管課 又は関係課	保健医療課

基本目標 ⑥ 食育の推進

50	離乳食教室・おやつ教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
乳幼児をもつ親を対象に、乳幼児期の離乳食や食習慣を身につけるための教室を開催し、食育の推進を図ります。			
51	親子料理教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
小学生の親子を対象に、「食生活改善推進員協議会」との共催により、食に関する講話や調理実習などを行い、食育の推進を図ります。			
52	栄養教諭による食育指導の実施	事業所管課 又は関係課	給食センター
成長過程にある児童生徒に対し、教育活動の一環として、「食育」についての実践的な指導を行い、食育の推進を図ります。			
53	学校給食地元食材活用事業	事業所管課 又は関係課	給食センター
学校給食に季節ごとの地元食材（るもい産米「ゆめぴりか」、かずの子、ルルロッソなど）を使うことにより、児童生徒が地域の産業等に関心をもってもらい、地産地消や安心食材への理解を深める学びの機会を提供します。			
54	かずの子給食事業	事業所管課 又は関係課	学校教育課 給食センター
留萌の伝統的な食文化であるかずの子に慣れ親しんでもらえるよう、かずの子給食を実施するとともに、かずの子への理解を深めるために、かずの子活用した授業を実施します。			
55	子どもの食農教育推進事業	事業所管課 又は関係課	学校教育課
小学生が農業体験学習や農業者との交流を図ることにより、農業への関心と理解を深めるとともに、自ら体験することで「農業」と「食」の楽しさや大切さを学びます。			
56	食育推進事業	事業所管課 又は関係課	農林水産課
「第3次留萌市食育推進計画」に基づき、農業や水産を身近に感じ、地元食材への興味・関心や食の大切さを親子で学ぶことを目的とした体験事業（市民農園 de 親子野菜づくりなど）を実施し、食育推進・愛郷心の育成につなげていきます。			

基本目標 ⑦ 安心・安全な生活環境の整備

57 公園施設長寿命化事業

事業所管課
又は関係課

都市整備課

「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、神居岩公園のアスレチック遊具や、浜中運動公園のスコアボード、街区公園の遊具などの改修を行い、公園施設に起因する公園利用者被害を防止し、安心安全な公園を確保していきます。

58 屋内交流・遊戯施設

事業所管課
又は関係課

政策調整課

「留萌市道の駅基本計画」に基づき、子どもの遊び場づくりや子育て世帯を支援する環境づくりを進め、全天候型の遊具スペースを備え、親子で滞在がより豊かになるよう、子どもたちの活動が見えやすいカフェ機能なども併設した屋内交流・遊戯施設の整備を検討していきます。

59 スクールガードリーダー配置事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、警察官OBをスクールガードリーダーとして配置して、各学校を定期的に巡回し警備のポイントや危険箇所、改善すべき点などの指導と評価を行います。

60 スクールバス運行事業

事業所管課
又は関係課

学校教育課

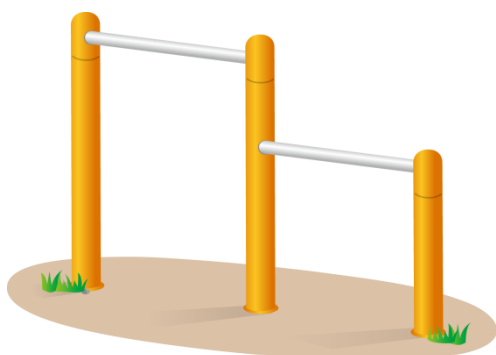
統合となった小中学校の通学区域に居住する児童生徒の通学の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう、スクールバスを運行します。

61 交通安全教室

事業所管課
又は関係課

総務課

未就学児・児童を対象に、幼稚園、保育所、小学校等において、交通安全教育指導員などによる交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。



基本目標 ⑧ 仕事と子育ての両立支援

4	【再掲】ファミリー・サポート・センター事業 (地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
10	【再掲】放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) (地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
15	【再掲】病児保育事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
16	【再掲】幼児教育・保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
17	【再掲】障がい児保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
18	【再掲】延長保育事業(地域子ども・子育て支援事業)	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
20	【再掲】幼児教育の無償化	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
21	【再掲】多子世帯保育所保育料軽減支援事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
41	【再掲】母子健康手帳の交付と保健指導	事業所管課 又は関係課	保健医療課



基本目標 ⑨ 子どもの健全育成

62	児童センター事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
地域に密着した、子どもが安心して遊ぶことができる居場所として、児童センターを開設し、子どもの健全育成を図ります。			
63	児童手当支給事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童を養育している保護者等に手当を支給し、次代の社会を担う子どもの健全育成を図ります。			
64	青少年育成センター事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
青少年の非行防止対策として、青少年育成センターを設置し、指導員等による市内定期巡回や祭典時の巡回などにより、子どもの健全育成を図ります。			
65	青少年健全育成事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
青少年健全育成団体と連携し、異年齢児との交流や街頭啓発活動などの事業を実施し、「青少年は地域から育む」という視点に立ち、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。			
66	こどもの日（児童福祉週間）記念事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
5月5日のこどもの日・かずの子の日に、幼児・児童を対象としたイベントを開催し、子どもの健全育成を図ります。			
67	青少年活動や対象事業の公共施設利用料の減免	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
スポーツセンターなどで、市内の団体が高校生以下の青少年を対象として活動を行う場合の利用料を減免し、子どもの健全育成を推進します。			
68	るもいチャレンジジュニアクラブ	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
たくましい体と健全な精神を養うことや異世代の交流を図ることを目的に、小学生を対象に運動教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。			
69	各種スポーツ大会の開催	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
健康増進のため、マラソン大会や大遠足などのスポーツ活動を通じて子どもの心身の健全育成を図ります。			

70	子どもたちの芸術鑑賞事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
次代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むために、優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、子どもの健全育成を図ります。			
71	子どもたちの伝統文化体験事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
古くから伝わる伝統文化を体験し、豊かな心を醸成するため、茶道、華道、箏曲、和太鼓、俳句、詩吟、和食の各教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。			
72	出前講座「留萌ふるさと学習」	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
郷土資料に実際に触れることで、郷土の歴史を正しく理解してもらい、ふるさとへの愛着心を育むため、学芸員が出前講座を行い、子どもの健全育成を図ります。			
73	子どもの体力アップ推進事業	事業所管課 又は関係課	生涯学習課
コオーディネーショントレーニング（COT）を通じて、子どもが発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を習得し、心身ともに健康で健全な子どもたちの成長を図ります。			
74	民生委員、児童委員、主任児童委員	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
地域の身近な相談相手として、子どもの健全育成や保護を必要とする子どもの地域での見守りなどを行い、子どもの健全育成を図ります。			
75	「まちなか賑わい広場」	事業所管課 又は関係課	経済港湾課
まちなか賑わい広場でのイベントを通じて、子どもからお年寄りまで、幅広い世代での交流の場を創出します。			
76	いきいき水産学習開催事業	事業所管課 又は関係課	農林水産課
市内小中学生を対象に、海や水産業に関する体験学習を開催し、海や水産業に対する理解と関心・興味を醸成させることにより、将来の漁業後継者の確保を図ります。			

基本目標 ⑩ 次代の親の育成

77 思春期保健対策事業

 事業所管課
又は関係課

保健医療課

高校生を対象として、妊娠・出産・育児に関する講話や母子との保育体験交流（ふれあい体験）を実施し、教育・医療・保健・福祉等が連携し、思春期の健康づくりに取り組み、次代の親の育成を図ります。

41 【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導

 事業所管課
又は関係課

保健医療課

基本目標 ⑪ 家庭や地域の教育力の向上

78 P T A 研究大会

 事業所管課
又は関係課

生涯学習課

子どもを取り巻く教育の諸問題について研鑽を深め、P T A 活動の活性化に資するため、P T A 連合会と協力して進め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

79 読書感想文コンクール

 事業所管課
又は関係課

生涯学習課

読書の感動を文章表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育み、自分の考えを表現する力を養うことを目的に、読書感想文を学年別に募集し、優秀作品を表彰することにより、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

80 ブックスタート事業

 事業所管課
又は関係課

生涯学習課

毎月1回、生後9カ月の乳児を対象にした健康診査時に、ブックスタートパック（絵本等）を配布し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

81 おはなしの会の開催

 事業所管課
又は関係課

生涯学習課

年齢別に「おはなし会」を開催し、読書の大切さと親子のふれあいの場を設け、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

82 寺子屋・るもいっこ事業

 事業所管課
又は関係課

政策調整課

地域や各団体と連携しながら、「るもいの宝」である子どもたちがふるさとを愛し、勉強や遊び、体験などを通じて自ら考え行動し、将来の夢を育むことができるよう、地域や各団体と連携しながら「地域の学び舎」を開設します。

基本目標 ⑫ 有害環境対策の推進

83	立ち入り調査の実施	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
青少年へ悪影響を及ぼす可能性のある有害環境に対して、道や警察などと連携し、必要な立ち入り検査を実施するなど有害環境対策の推進を図ります。			
84	安全で住みよいまちづくり	事業所管課 又は関係課	総務課
市と市民が協力して犯罪、事故などを防止し、明るく安全で住みよいまちづくりの実現を図るため、安全意識の高揚と生活安全の施策を推進しています。			
64	【再掲】青少年育成センター事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
65	【再掲】青少年健全育成事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

基本目標 ⑬ 子どもの権利・安全の確保

85	児童の権利に関する条約の啓発	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の普及・啓発を図るため、パンフレットや冊子の配布や人権擁護教室等を開催し、子どもの権利の確保を図ります。			
86	旗の波運動	事業所管課 又は関係課	総務課
春と秋の全国交通安全運動期間中に、ドライバーに対する交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、官公署や事業所による旗の波運動を実施し、子どもの安全の確保を図ります。			
74	【再掲】民生・児童委員、主任児童委員	事業所管課 又は関係課	社会福祉課

基本目標 ⑭ 児童虐待防止の推進

87

**要保護児童対策地域協議会
（地域子ども・子育て支援事業）**
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

要保護児童の適切な支援を図るため、留萌市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携、情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図ります。

88

児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業
**事業所管課
又は関係課**

保健医療課

乳児健康診査などを活用して、保健所等と連携し、育児困難や虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭の早期発見及び適切な支援体制の構築を図り、児童虐待の発生防止を図ります。

38

【再掲】家庭児童相談室
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

基本目標 ⑮ ひとり親家庭等への自立支援

89

母子・父子自立支援員
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

母子・父子自立支援員を配置し、相談内容に応じて必要な様々な情報提供や指導・助言を行い、ひとり親家庭等への自立支援を推進します。

90

児童扶養手当支給事業
**事業所管課
又は関係課**

子育て支援課

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進及び児童福祉の増進を目的に児童の養育者に手当を支給し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

91

ひとり親家庭等医療給付事業
**事業所管課
又は関係課**

市民課

保護者及び児童の健康保持のため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、ひとり親に対し、医療費の助成を行い、ひとり親家庭等への自立支援を促進します。

基本目標 ⑯ 障がい児施策の推進

92	子ども発達支援センター	事業所管課 又は関係課	支援センター
心身に障がいや発達遅延のある幼児及びその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、幼児期からの適切な療育、保護者支援等を行うことを目的に、令和2年2月からは、子ども発達支援センターとして、5事業を実施しています。			
93	ことばの教室（幼児・小学生）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 学校教育課
言葉の発達の遅れや構音障がいがある幼児・小学生の言葉の発達のために、留萌小学校及び東光小学校に「ことばの教室」を設置し、障がい児施策の推進を図ります。			
94	障がい児養育支援事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
児童センターにおいて、障がい児受入のため、必要な指導員を配置し、障がい児施策の推進を図ります。			
95	難聴児補聴器購入等助成事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児を対象に補聴器の購入費等を助成し、障がい児施策の推進を図ります。			
96	重度心身障害者医療給付事業	事業所管課 又は関係課	市民課
心身障がい者世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、障がい児施策の推進を図ります。			
97	特別児童扶養手当支給事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障がい児を監護等する父母又は養育者を対象に手当を支給し、障がい児施策の推進を図ります。			
98	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、障がい児施策の推進を図ります。			
8	【再掲】養育支援訪問事業 （地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課 保健医療課
13	【再掲】遊び方教室	事業所管課 又は関係課	保健医療課
17	【再掲】障がい児保育事業	事業所管課 又は関係課	子育て支援課

28	【再掲】特別支援教育	事業所管課 又は関係課	学校教育課
基本目標 ⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進			
99	子どもの学習支援事業	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
生活困窮世帯に属する子どもに対して学習支援などを行い、子どもの健全育成と学力の向上を図ります。			
100	青少年問題協議会	事業所管課 又は関係課	社会福祉課
青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施のために、関係機関の必要な連絡調整を図るとともに、情報通信機器の普及によるインターネットトラブルや子どもの貧困などの課題についても情報共有を進めていきます。			
基本目標 ⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）			
101	子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。 なお、対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。			
102	実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
保護者の世帯所得を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。			
103	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（地域子ども・子育て支援事業）	事業所管課 又は関係課	子育て支援課
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。 なお、令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。			

IV 事業量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要利用定員数総数）」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供する施設等の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て提供区域については、「全市1区」とします。

◆ 教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積
全市1区	297.5 km ²

◆ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業名	提供区域
① 利用者支援事業	全市1区
② 地域子育て支援拠点事業	
③ 妊婦健康診査	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑤-1 養育支援訪問事業	
⑤-2 その他要保護児童等の支援に資する事業	
⑥ 子育て短期支援事業	
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
⑧ 一時預かり事業	
⑨ 延長保育事業	
⑩ 病児保育事業	
⑪ 放課後児童クラブ	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保

1 量の見込み算出項目

◆ 算出項目

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜ 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭 ＞	3 ～ 5歳
2	2号認定（幼稚園）＜ 共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 ＞	3 ～ 5歳
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	3 ～ 5歳
4	3号認定（認定こども園及び保育所 ＋ 地域型保育）	0 ～ 2歳

2 供給体制

		令和2年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		186	164	18	88
② 確保の内容	教育・保育施設	240	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		54	1	6	2

		令和3年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		174	154	17	69
② 確保の内容	教育・保育施設	225	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		51	11	7	21

		令和4年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		155	165	15	85
② 確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		55	0	9	5

		令和5年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		144	160	14	85
②確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		66	5	10	5

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
		学校教育のみ	保育の必要性有	保育の必要性有	保育の必要性有
①量の見込み(必要利用定員総数)		129	142	13	85
②確保の内容	教育・保育施設	210	165	18	77
	地域型保育	0	0	6	13
② - ①		81	23	11	5

3 確保方策

課 題

平成30年度から2号・3号認定において待機児童が発生

平成30年4月1日現在 13人

平成31年4月1日現在 38人

- ・1号認定（3～5歳）の子どもについては、既存の供給量で充足する見込みです。
- ・2号認定（3～5歳）のうち、学校教育の希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園と幼稚園における預かり保育において、教育・保育の供給体制を確保し、待機児童の発生を解消していきます。
- ・2号認定（3～5歳）・3号認定（0～2歳）の子どもについては、保育士確保対策助成事業などによる保育士の確保の取り組みを更に進めることにより、教育・保育の供給体制を確保し、待機児童の発生を解消していきます。

なお、各施設の考え方を尊重した中で、認定こども園への移行についても、情報交換等を進めていきます。

- ・3号認定（0～2歳）のうち、小規模保育事業所においては、施設利用意向を考慮し、利用定員の弾力運用により、教育・保育の供給体制を確保していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保

「Ⅲ計画の基本的考え方 第4節計画に基づく具体的事業」のうち国の定める「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」の確保方策は次のとおりとします。

1 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 《主な事業内容》 総合的な利用者支援 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う。 地域連携 子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行う。
実施状況・確保方策	子育て支援センター及び子育て支援課において、本事業の趣旨を踏まえ、利用者に必要な情報提供、連絡調整等を行います。 なお、専任スタッフの確保など体制の確保が可能になった段階で実施していきます。

2 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
実施状況	- 子育て支援センター（1か所） すくすくタイム、お弁当タイム 交流広場、子育て相談、おさがり広場、子育てサークルのサポート、講演・講座など - 市内児童センター（6か所） 親子ひろば、わんぱく広場など
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数(人/年)	12,713	12,395	13,084	11,968	13,142
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆ 量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用人数	12,845	12,342	11,881	11,206	10,549
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容	利用人数	12,845	12,342	11,881	11,206	10,549
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(単位：利用人数／年)



3 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
実施状況	母子健康手帳と一緒に、健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進する。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診人数(人/年)	2,583	2,472	2,648	2,463	1,870

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,129	2,092	1,981	1,944	1,870
確保の内容	2,129	2,092	1,981	1,944	1,870

(単位：延受診人数／年)

4 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
実施状況	第 1 子及びハイリスク児 → 保健師対応 第 2 子以降 → 保育士対応
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数(人/年)	134	136	131	118	96

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	115	113	107	105	101
確保の内容	115	113	107	105	101

(単位：訪問人数／年)

5 養育支援・要保護児童等支援

(1) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
実施状況	主に保健師が対象家庭を訪問。 支援の内容、時期等について、要保護児童対策地域協議会において関係機関で協議。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数(人/年)	9	6	4	3	4

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	7	7	7	7	7

(単位：訪問人数／年)

(2) その他要保護児童等の支援に資する事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取り組みを実施する。
実施状況・確保方策	要保護児童の適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携・情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図るため、継続して実施します。

6 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） ※ 対象施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設など。
実施状況・確保方策	対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
実施状況	子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援する。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数(人/年)	550	552	440	603	331

◆ 量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用人数	295	282	270	258	246
	うち就学児	46	44	42	41	39
確保の内容	利用人数	295	282	270	258	246
	うち就学児	46	44	42	41	39

(単位：利用人数／年)

8 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。
実施状況	・私立幼稚園で預かり保育を実施。 ・NPO法人がファミリー・サポート・センター事業と合わせて実施。
確保方策	継続して実施します。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数(人/年)	—	—	—	—	2,320
施設数	—	—	—	—	1 か所

◆ 量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		4,999	4,999	4,585	4,195	3,853
確保の内容	延利用人数	4,999	4,999	4,585	4,195	3,853
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(単位：延利用人数／年)

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外】

◆ 実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数(人/年)	550	552	440	603	331

◆ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	295	282	270	258	246
確保の内容	295	282	270	258	246

(単位：延利用人数／年)

9 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。
実施状況・確保方策	保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。 なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施します。

10 病児保育事業

事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする。
実施状況	平成31年2月から実施。
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用人数(人/年)	—	—	—	—	2
施設数	—	—	—	—	1か所

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		36	36	36	36	36
確保の内容	延利用人数	36	36	36	36	36
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(単位：延利用人数／年)

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
実施状況	留守家庭児童会 児童センター4か所、小学校2か所 計6か所 7クラス単位 利用時間 下校時～18:00（学校休校日は8:00～18:00）
確保方策	継続して実施します。

◆ 実績

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数(人)	182	178	193	206	211
1年生	80	64	59	65	61
2年生	13	66	60	45	58
3年生	15	27	51	46	38
4年生	38	12	15	34	25
5年生	4	7	5	14	20
6年生	2	2	3	2	9
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

◆ 量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	52	50	48	46	44
	2年生	57	55	52	51	49
	3年生	49	47	45	44	42
	4年生	16	15	14	14	13
	5年生	8	7	7	7	7
	6年生	10	9	9	8	8
	計	192	183	175	170	163
確保の内容	利用人数	240	240	240	240	240
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

（単位：利用人数／年）

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する（実費徴収分） ※市町村民税非課税世帯への全額補助
実施状況・確保方策	国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。

13 多様な主体が本制度に参入するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
実施状況	令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施。
確保方策	新規施設事業者の参入の促進はもとより、円滑な事業実施に向けての支援・相談・助言などについても調査・研究をしていきます。

第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 幼児教育・保育の一体的提供

現在、留萌市には幼児期の教育・保育施設として、認可保育所3か所、小規模保育所1か所、私立幼稚園が2か所設置されておりますが、認定こども園については設置されておられません。

幼児教育・保育の一体的提供に係る基本的な考え方につきましては、認定こども園は、保護者の就労状況などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れられるといった特長があることから、その普及促進が必要と考えています。

子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨を踏まえ、留萌市のすべての子どもたちの健やかな育ちのため、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

今後、幼稚園設置者・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供や情報交換を適宜行い、各施設の考え方を尊重した中で移行について協議していきます。

2 幼児教育・保育の推進体制の確保

幼児教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するものであり、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育施設において提供される教育・保育の質の向上に取り組むことが必要と考えています。

幼児教育・保育の推進体制の確保に係る基本的な考え方につきましては、留萌市の取り組みに加え、北海道が策定・設置した「北海道幼児教育振興基本方針」や「北海道幼児教育推進センター」と連携して、幼児教育・保育の推進体制の確保に取り組むことが必要と考えています。

このため、国・道などが実施する幼稚園教諭と保育士の合同研修会等を、幼児教育・保育施設のすべてに情報提供し、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進していきます。

幼稚園・保育園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

また、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき、幼児の教育・保育施設と地域型保育事業者との適切な相互連携を支援していきます。

V 計画の推進体制

1 事業計画の推進・管理体制

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価の両面から毎年度点検・評価を行い、市のホームページや広報などにおいてその結果を公表します。

計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。



資 料



資料1 留萌市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、留萌市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

資料2 留萌市子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、留萌市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の周知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(代理人の出席等)

第3条 会長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理出席した者には、報酬を支給しないものとする。

(会議の公開等)

第4条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置を行うことができる。

(議事録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

(3) 議事の経過及び概要

(4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 第2条から第5項までの規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

資料3 留萌市子ども・子育て会議委員

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	も がみ ゆ き 最 上 由 紀	学校法人 旭川カトリック学園 留萌聖園幼稚園	副園長	
2	し みず ひろ み 清 水 廣 美	留萌市民生児童委員連絡協議会	会 長	
3	と みず しょう そ 戸 水 正 三	留萌市手をつなぐ育成会	会 長	会 長
4	いし い み ゆき 石 井 美 雪	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会	事務局長	
5	た なか かつ ゆき 田 中 克 幸	留萌市小中学校校長会	校 長	副会長
6	や はた よう こ 八 幡 洋 子	留萌市青少年健全育成推進員協議会	相談役	
7	なか みち かず や 中 路 和 也	特定非営利活動法人 留萌体育協会	副理事長	
8	なが お よし こ 長 尾 佳 子	特定非営利活動法人 NPOおたすけママくらぶ	副理事長	
9	た むら ま ほ 田 村 真 穂	よちよちサークル	代 表	
10	たけ うち み わ 竹 内 美 和	社会福祉法人 留萌萌幼会	理 事	
11	ふく し え り こ 福 士 恵 里 子	学校法人 萌愛学園 かもめ幼稚園	園 長	
12	なか お あつし 中 尾 淳	留萌市PTA連合会	会 長	
13	むら かみ まさ ひこ 村 上 雅 彦	連合北海道 留萌地区連合会	会 長	
14	やま た み さと 山 田 美 里	保護者（公募委員）		
15	よし た ち はる 吉 田 千 春	保護者（公募委員）		
16	おに つか しょう た 鬼 塚 将 太	保護者（公募委員）		
17	ほり ぐち ち あき 堀 口 千 晶	保護者（公募委員）		

（敬称略）

資料4 留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、留萌市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び総合的かつ効果的な推進のため、留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業計画の施策の策定及び推進に関すること。
- (2) 事業計画を推進するための総合調整に関すること。
- (3) 事業計画における各事業の実施状況の把握及び公表に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関わる啓発に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子育て支援担当部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、子育て支援担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(委 員)

総務部総務課長
総務部財務課長
地域振興部政策調整課長
地域振興部農林水産課長
市民健康部社会福祉課長
市民健康部保健医療課長
都市環境部都市整備課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会子ども発達支援センター長
市立病院事務部総務課長

資料5 留萌市子ども・子育て会議及び留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議開催状況

年月日	開催概要
令和元年 8月 7日	令和元年度第1回留萌市子ども・子育て会議 1. 令和元年7月1日現在の保育所待機児童数について 2. 人事異動の概要（令和元年8月1日付）について 3. 小規模保育事業の実施について 4. 幼児教育の無償化について 5. 留萌市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書について
令和元年11月19日	令和元年度第2回留萌市子ども・子育て会議 1. 会長、副会長の選任について 2. 留萌市子ども・子育て支援事業計画の概要について 3. 留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更について 4. 神居岩公園アスレチック遊具整備について 5. 留萌市道の駅基本計画（素案）の概要について 6. 小規模保育事業所の進捗状況について 7. 保育所利用状況等について 8. 幼児教育の無償化について 9. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和2年 2月13日	令和元年度第3回留萌市子ども・子育て会議 1. 留萌市子ども発達支援センターについて 2. 病児保育事業利用状況について 3. 保育所利用状況等について 4. 待機児童解消に向けた取り組み状況について 5. 令和2年度子ども・子育て支援に係る主要施策について 6. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年 2月14日	令和元年度第1回留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年 3月19日	令和元年度第4回留萌市子ども・子育て会議 1. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画について 2. パブリックコメントの実施について 3. 保育所利用状況等について

